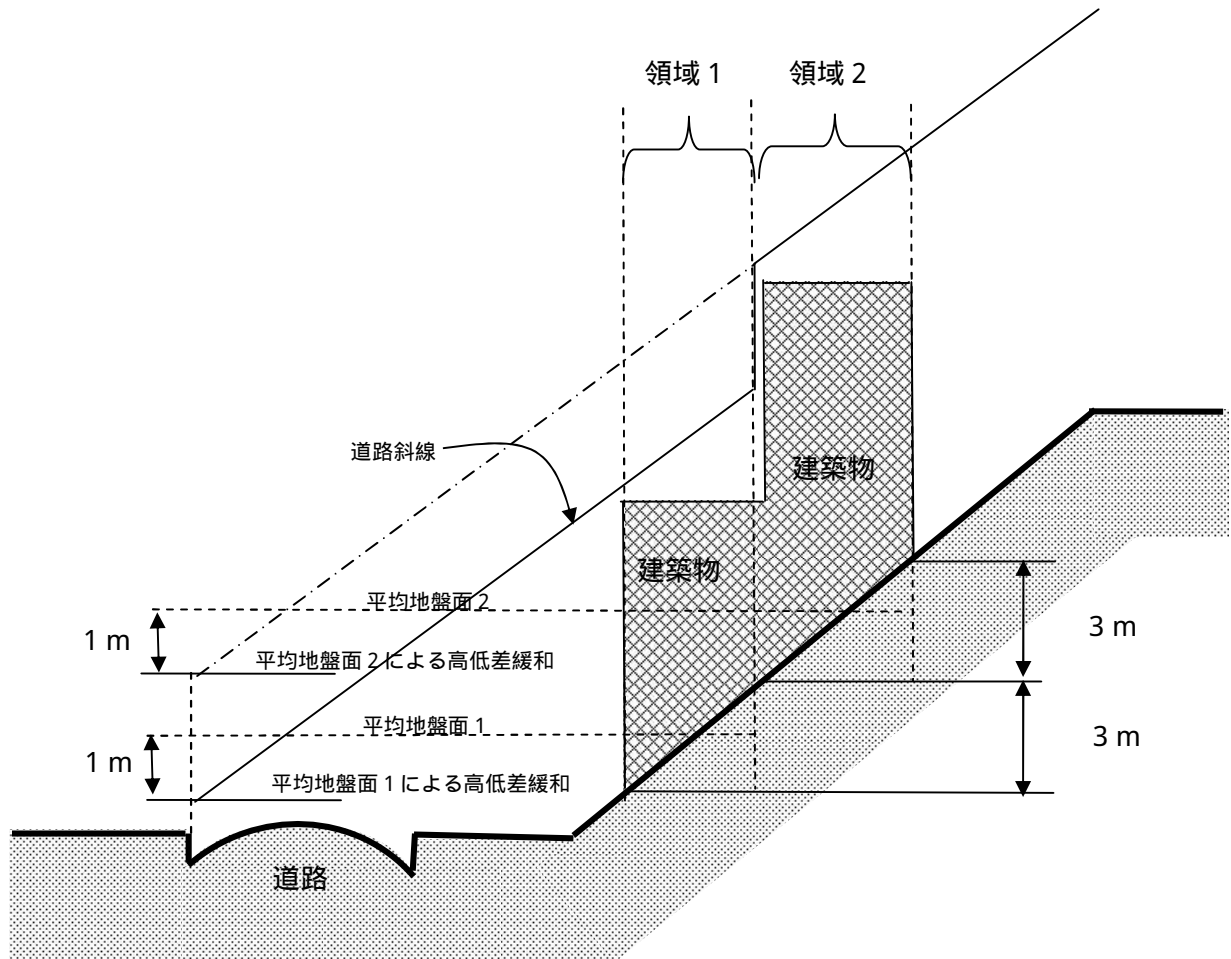


道路斜線における諸例 No.4

- 1) 道路が敷地より低くなっていて、敷地に地盤面が複数ある場合
(1 m以上の高低差の時)



天空率を適用する場合は、平均地盤面 1 と平均地盤面 2 の部分を別の道路区域として
おのおの毎に算定すること。

備考

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01